改　正　後	現　行
（削除）	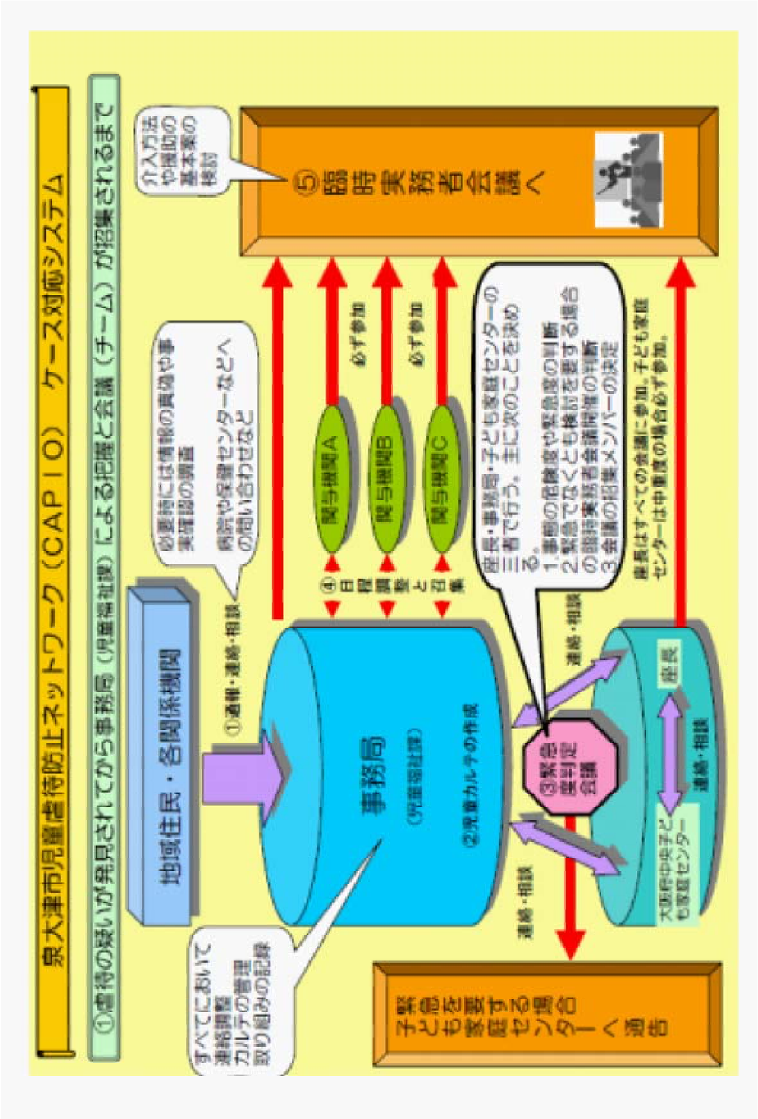

泉大津市児童虐待防止ネットワーク（CAPIO）　ケース対応システム
①虐待の疑いが発見されてから事務局（児童福祉課）による把握と会議（チーム）が招集されるまで
地域住民・各関係機関
①通報・連絡・相談
必要時には情報の真偽や事実確認の調査
病院や保育センターなどへの問い合わせなど
事務局
（児童福祉課）
②児童カルテの作成
すべてにおいて
連絡調整
カルテの管理
取り組みの記録
③緊急度判定会議
連絡・相談
座長
大阪府中央子ども家庭センター
④日程調整と召集
関与機関A
関与機関B
関与機関C
必ず参加
必ず参加
座長・事務局・子ども家庭センターの三者で行う。主に次のことを決める。
1.事例の危険度や緊急度の判断
2.緊急でなくとも検討を要する場合の臨時実務者会議開催の判断
3.会議の招集メンバーの決定
座長はすべての会議に参加。子ども家庭センターは中重度の場合必ず参加。
介入方法や援助の基本案の検討
⑤臨時実務者会議へ
緊急を要する場合
子ども家庭センターへ通告

改　正　後	現　行
（削除）	泉大津市児童虐待防止ネットワーク設置要綱 [愛称：ＣＡＰＩＯ] （趣旨） 近年の都市化、核家族化の進展等、社会環境が大きく変化するなかで、子ども、また子育てに関する様々な問題が発生し、とりわけ児童虐待に関する問題は年々増加の一途をたどり、深刻な社会問題となっている。 児童虐待は、子どもの心に深刻な影響を与えるばかりでなく、時として尊い命が親の虐待によって奪われるという痛ましい事件も発生しており、児童虐待を早期に発見し、早期に対応するためこの要綱を制定する。 （設置） 第１条　泉大津市内の保健、福祉、医療をはじめ教育、警察等の関係機関が、児童虐待の予防、早期発見から児童とその家族への援助に至るまで、有機的な連携に基づいた援助方策、援助のシステムを検討する泉大津市児童虐待防止ネットワーク（以下、「ネットワーク」という。）を設置する。 （活動内容） 第２条　ネットワークは、次に掲げる事項を活動内容とする。 ①　被虐待児童の発見からサポートに至るシステムの構築及び実践 ②　被虐待児童の実態把握 ③　児童虐待についての地域社会への啓発活動 ④　児童虐待についての情報交換及び研修活動 ⑤　上記を推進するための、幅広い関係機関・団体との連携 ⑥　前各号に掲げる活動のほか、児童虐待の解決に必要と認めること。 （構成） 第３条　ネットワークは、次に掲げる機関等で構成する。 (1)　大阪府中央子ども家庭センター (2)　大阪府和泉保健所 (3)　泉大津市健康福祉部児童福祉課（家庭児童相談室、保育所） (4)　泉大津市健康福祉部健康推進課（保健センター） (5)　泉大津市健康福祉部生活福祉課 (6)　泉大津市教育委員会（指導課、幼稚園、小学校、中学校） (7)　泉大津市立病院（小児科部、産婦人科部） (8)　泉大津市消防本部

改　正　後	現　行
<u>（削除）</u>	(9)　泉大津市主任児童委員 (10) 児童福祉施設（和泉乳児院、和泉幼児院、助松寮） (11) 泉大津市医師会 (12) 弁護士 (13) 大阪府泉大津警察署（生活安全課） (14) その他連絡、連携が必要と認められる機関 （運営） 第４条　ネットワークは、前条に定める機関等の代表者で構成する代表者会議と、各機関の実務者で構成する実務者会議に分けて活動する。 ２　代表者会議は総括的事項を、実務者会議は具体的な事項について担当する。 ３　代表者会議、実務者会議にそれぞれ座長を置き、構成員の互選により選出する。 ４　座長は、会議の招集、進行及び活動推進の総合的な連絡調整を行う。 ５　座長に事故あるときは、座長があらかじめ指名するものが代行する。 （秘密の保持） 第５条　ネットワークの構成者は、会議及びこの活動を通じて知り得た個人の秘密に関する事項について、他に漏らしてはならない。 （事務局） 第６条　ネットワークの事務局は、泉大津市福祉部児童福祉課に置く。 （その他） 第７条　この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。 附　則 この要綱は、平成１１年７月１日から施行する。 附　則 この要綱は、平成１２年５月１日から施行する。 附　則 この要綱は、平成１４年４月１日から施行する。

改　正　後	現　行
（削除）	【参考事例】子ども家庭支援センター中心型 東京都三鷹市の児童虐待防止ネットワーク １．三鷹市の概要 １）人口：173,217 人（平成 16 年 12 月 1 日現在） ２）出生数：1,443 人（平成 15 年） ３）0 歳から 18 歳までの児童数：（平成 16 年 12 月 1 日現在） 0～4 歳　6,808 人 5～9 歳　7,048 人 10～14 歳　6,562 人 15～19 歳　7,538 人 ４）市の特徴：東京都のほぼ真中に位置した住宅都市 ２．子ども家庭支援センターの設立 東京都児童福祉審議会が、住民が身近なところでどのようなことでも気軽に相談できる適切な援助やサービスを利用できる総合的な相談体制を整える必要があると指摘し、平成 7 年 10 月より「子ども家庭支援センター事業」を開始、区市町村で子ども家庭支援センターの設置を進めてきた。子育てに関する実務者会議が必要という認識から子ども相談連絡会が平成 2 年に立ち上がっていた三鷹市では、これを基盤に平成 9 年から子ども家庭支援センターをスタートさせた。 ３．三鷹市のネットワークの特徴 東京都の事業である「子ども家庭支援センター」が中核機関となり、乳幼児の子育て、不登校やいじめ、思春期の子どものことなど、子どもと家庭に関するあらゆる相談に応じるほか、地域の子どもと家庭に関する総合的な支援を目的にファミリーソーシャルワークの視点から地域の援助機関やサービスをネットワークでつなぎ、を市全体での子ども家庭支援システムの強化に取り組んでいる。 ４．ネットワークのシステム １）組織 連絡会、定例会、ケース検討会で構成され、連絡会は年 1 回　、定例会は月 1 回程度、ケース検討会は随時（年平均 50 回程度）開催することとしている。 ２）構成メンバー 健康福祉部（子ども家庭支援センター、子育て支援室、総合保健センター、生活福祉課、ハピネスセンター、市立保育園）、企画部企画経営室女性担当、母子自立支援員、教育委員会（指導室、教育相談室、小中学校，市立幼稚園、生涯学習課、児童館，）社会福祉協議会（学童保育所担当）、保健所、児童相談所、母子生活支援施設、児童養護施設、医師会、警察、助産師会、私立保育園、私立幼稚園、主任児童委員、民生児童委員 ３）活動内容

改　正　後	現　行
（削除）	①　子ども家庭支援センター事業 親子ひろばによる精神的サポート、グループでの活動支援、相談、ネットワーク事業 ②　子育て連絡会(子ども家庭支援センターの所管) 子ども家庭支援センターを中心とし、関係機関相互の連携を含め、相談内容の充実や質の向上を目指す 事例検討会、ケース会議、サービス調整会議も行う。 ※北野ハピネスセンター（療育センター）中心の障害児支援ネットワークとも連携（障害児保育プログラムや親への対応を支援。通園、通所訓練、相談、療育訓練事業、交流、研修、乳幼児の子育て支援事業） **５．ネットワークの効果** ①　迅速に対応できるようになった。 ②　総合的な状況把握により、問題を家庭全体で捉えた援助が可能になった。 ③　関係機関相互の役割や機能が理解でき、関係機関の力量アップにもつながった。 ④　どこが発見したりどこに通報が入ったりしても、支援センターにつなぐ事で同じ対応が取れるようになった。